

第16 被害者に対する警察活動

1 犯罪被害者支援の概要

犯罪の被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の多くは、犯罪による直接的な被害だけでなく、犯罪に起因する著しいストレスやトラウマ等を抱えています。北海道警察では、このような犯罪被害者等の精神的被害の早期回復、経済的な負担軽減に資するため、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、犯罪被害者等の視点に立った支援活動を行っています。



2 各種施策の推進

(1) 犯罪被害者等への情報提供

北海道警察では、犯罪被害者等に対して、刑事手続や支援に関する情報を掲載した「被害者の手引」を配布するとともに、再被害の予防や犯罪被害者等の不安感を解消するために、事件に関する情報の連絡、地域警察官による被害者訪問・連絡活動等を行っています。

そのほか、北海道警察ホームページ等の各種広報媒体を通じ、警察における犯罪被害者支援制度や各種相談窓口について情報提供しています。

(2) 被害者支援要員制度

殺人、性犯罪等の身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等で専門的な被害者支援が必要とされる事件・事故が発生した際に、犯罪被害者等の支援を任務とする警察官が犯罪被害者等への付添いや情報提供、民間被害者支援団体その他関係機関の紹介等を行う「被害者支援要員制度」を運用しています。

(3) 被害者連絡制度

殺人、性犯罪等の身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等の重大な交通事故事件の被害者又はその遺族に対し、事件の捜査を担当する警察官が捜査状況や被疑者の検挙状況等の連絡を行う「被害者連絡制度」を運用しています。

(4) 犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減(各種費用の公費負担)

犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害を受けた方の医療経費やカウンセリング費用、司法解剖後の遺体修復費用等の公費負担制度を運用しています。

(5) 相談・カウンセリング体制の整備

カウンセリングを必要とする犯罪被害者等のために、公認心理師や臨床心理士の資格を有する警察職員がカウンセリングを行うほか、民間被害者支援団体、医療機関等と協力した相談・カウンセリング体制を整備しています。

また、各種相談電話を置くなど幅広く相談窓口を設置し、犯罪被害者等に様々なアドバイスをしています。



【各種相談窓口】

関係機関・団体名	電話番号
警察相談センター	【短縮ダイヤル】 #9110
性犯罪被害110番 (性犯罪被害相談電話全国共通番号)	【短縮ダイヤル】 #8103 <small>カード</small>
少年相談110番	【フリーダイヤル】0120-677-110
暴力団相談電話	011-222-0200
交通事故相談 (一財)北海道交通安全協会交通事故相談所	011-737-8703

(6) 犯罪被害者等の損害回復・経済的打撃の緩和

ア 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の凶悪犯罪で亡くなられた被害者の遺族や、障害が残ったり一定の要件に該当する重傷病を負った被害者に対して国が給付金を支給するもので、犯罪被害者等の経済的打撃の緩和を図っています。

支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会への申請が必要となり、北海道警察ではその申請受付を行っているほか、同制度を紹介したリーフレットを作成し制度の周知を図っています。

イ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、日本国外において不慮の犯罪被害を受けて亡くなられた日本国籍を有する被害者の遺族や、同犯罪被害により障害等級第1級相当の障害が残った被害者に対して、国が弔慰金や見舞金を支給するものです。

北海道警察では、関係機関と情報共有を行い、対象となる犯罪被害者等に制度を紹介するなど日本国外において被害を受けられた方等への支援を行っています。

ウ 地方公共団体による支援金制度等

道内では令和6年4月現在、42市町村において、犯罪被害者等を対象とした支援金等の支給制度を導入しています。

北海道警察では、同制度の内容や対応窓口の紹介を行うなど地方公共団体と連携した支援を行っています。

(7) 地方公共団体との連携

北海道犯罪被害者等支援条例（平成30年4月1日施行）では、道や道民等の責務とともに、犯罪被害者等支援に関する理念及び北海道として進めていくべき施策の基本事項が示されています。

北海道警察では、地方公共団体で設置している犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」と連携し、被害者支援活動を行っています。

令和6年4月現在、道内では51市町村が犯罪被害者等支援条例を制定しておりますが、北海道警察では、全道で理念が具現化していくよう、各市町村等との連携をより密にし、一層充実した被害者支援活動を展開していきます。

(8) 民間被害者支援団体等との連携

北海道警察では、犯罪被害者等の多様なニーズに応え、総合的な支援活動を行うため、関係機関・団体と連携し、「北海道被害者支援連絡協議会」を始めとする地域ごとのネットワークを構築しています。

また、民間被害者支援団体や被害者団体「北海道交通事故被害者の会」等と連携した活動を行っています。

このほか、民間被害者支援団体の体制充実のための財政的援助として、警察施設に寄附型自動販売機や募金箱を設置するなどの取組を行っています。



【民間等被害者支援団体窓口】

関係機関・団体名	所在地	電話番号	受付時間
北海道公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体 (公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	札幌市	(011)232-8740	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00
さくらこ 性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH)	札幌市	0120-8891-77 #8891(全国共通短縮ダイヤル)	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～20:00
函館被害者相談室	函館市	(0138)43-8740	水(祝日、年末年始を除く) 10:00～15:00
サート 函館・道南SART(性暴力被害対応チーム)	函館市	(0138)85-8825	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00
北・ほっかいどう被害者相談室	旭川市	(0166)24-1900	月・火・木・金(祝日、年末年始を除く) 10:00～15:00
釧路被害者相談室	釧路市	(0154)24-6002	火・金(祝日、年末年始を除く) 10:30～14:30
オホーツク被害者相談室	北見市	(0157)25-1137	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:45～17:30

(9) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」の開催

北海道警察では、次世代を担う中学生や高校生に対し、犯罪被害者遺族や警察職員による「命の大切さを学ぶ教室」を開催しています。

同教室は、被害者遺族等が「被害を受けた方々の心の痛み」や「被害者支援の必要性」等について直接語りかけることにより、生徒が犯罪被害者等の思いや立場を理解し、自分や他人の命の大切さ、いじめや暴力をなくすことについて、今まで以上に強く感じとってもらうことを目的に行っています。



命の大切さを学ぶ教室
詳しくはこちら



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん